

令和5年度第1回大阪府環境審議会水質部会

令和5年6月26日（月）

（午後3時00分 開会）

【事務局（田渕補佐）】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第1回大阪府環境審議会水質部会を開催させていただきます。

本日はオンラインでの開催とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の司会を務めさせていただきます環境管理室環境保全課の田渕でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の部会の資料につきまして事前にメールにてお配りしております資料のほうを確認させていただきます。

まず、議事次第でございます。資料1が六価クロム化合物に係る排水基準の見直しについての府民意見等の募集結果についてでございます。資料の2が六価クロム化合物に係る排水基準の見直しについての部会報告案でございます。

次からが参考資料となります。参考資料の1が六価クロムの排水基準見直しに関する環境省の中央環境審議会の部会報告資料でございます。参考資料の2が当部会の運営要領と委員名簿、参考資料の3が水質部会の議事録でございます。よろしくお願いいたします。

本日の部会につきまして4人の委員の皆様全てに御出席いただいております。部会の運営要領の規定により成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本部会は大阪府情報公開条例第33条の規定に基づきまして公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。傍聴につきましては、前回と同様、チューブによるライブ配信を実施しておりますので、御承知おきください。

本日のオンラインでの開催に当たりましてお願いがございます。資料は画面で共有しませんので、事前にお送りした資料を御覧くださいようお願いいたします。また、ネットワーク負荷を抑えるため、審議中はカメラをオフにいただき、また音響トラブルを避けるため、発言される際を除いてマイクはミュートにしてください。御発言される場合は挙手ボタンを押していただき、部会長から指名後、ビデオをオンにしてマイクミュートを外して御発言ください。発言が終わりましたら、ビデオをオフに、マイクはミュートに戻させていただきますよう、よろしくお願いいたします。

議事に入らせていただく前に、今年度、事務局職員に異動がございましたので、御紹介

をさせていただきます。

環境保全課、奥田課長の後任として橋田が着任しております。どうぞよろしくお願いたします。

【事務局（橋田課長）】 橋田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【事務局（田淵補佐）】 それでは、ただいまから議事にお入りいただきたいと存じます。

岸本部長、よろしくお願いたします。

【岸本部長】 皆さん、こんにちは。それでは、ただいまから令和5年度第1回大阪府環境審議会水質部会を始めさせていただきますと思います。

例によってオンラインということで、大分もう慣れていると思いますが、オンラインでするので、ちょっとトラブルがあったりするかもしれませんが、その際は御容赦ください。よろしくお願いたします。また、円滑な審議、進行に努めますので、皆様の御協力のほど、よろしくお願いたします。

それでは、議事次第に従いまして議事を進めさせていただきますと思います。

本日の議題は1件のみということでございまして、六価クロム化合物に係る排水基準の見直しについてということで、事務局から説明をお願いたします。

【事務局（尾山主査）】 事務局環境保全課の尾山でございます。今年度もどうぞよろしくお願いたします。

それでは、資料の1、六価クロム化合物に係る排水基準の見直しについて（案）に対する府民意見等の募集結果について説明させていただきます。

3月に開催しました前回の水質部会において御審議いただき作成しました、六価クロム化合物に係る排水基準見直し（案）につきまして、令和5年3月30日から4月28日までの約1か月間、パブリックコメントを実施いたしました。公開方法は府ホームページでの公表と、府政情報センター及び環境管理室環境保全課での開架としてございまして、インターネット、郵便、ファクシミリで募集のほうを行いました。その結果、本見直し案に対し提出された御意見はございませんでした。

資料の1の別添としまして、パブリックコメントの際に添付しました資料のほうをおつけしてございます。

資料1についての説明は以上でございます。

【岸本部長】 説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの資料1の説明に対しまして、委員の皆様から御質問、御意見等、

いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。特に意見がなかったということでございますので、特段、議論を要することはないかと思えます。これを踏まえまして資料の2のほうの説明に入りたいと思えますので、事務局からお願いします。

【事務局（尾山主査）】 続きます。資料の2、六価クロム化合物に係る排水基準の見直しについて、部会報告案のほうを説明させていただきます。先ほど申し上げましたようにパブリックコメントで御意見ございませんでしたので、前回の部会でお示ししました資料を基に、部会報告案として1つに整理させていただいております。

まず、表紙の次に目次のほうをつけてございます。その次に、「はじめに」の文章をつけさせていただいております。「はじめに」の1パラでは、水質汚濁防止法において特定事業場に対して排水規制が行われていることを記載しておりまして、2パラのほうでは大阪府の条例において、上水道水源地域に水道水源の安全性を確保する観点から、環境基準並みの厳しい排水基準を適用しているということ、また、その他の地域につきましては、条例の届出事業場に対し、横出しの形で法の排水基準と同じ基準を適用していることを記載しております。3パラでは、平成30年9月に食品安全委員会において耐容一日摂取量が見直されたことに伴いまして、中央環境審議会における審議を経て、令和4年4月に環境基準が見直されたということと、水色マーカーしておりますけれども、つい先日、6月14日に中央環境審議会水環境・土壌農薬部会が開催されまして、排水基準の見直しに係る審議がなされましたので、そちらについても言及してございます。

資料が飛んで恐縮なんですけれども、参考資料の1のほうに、国のほうの中央環境審議会の水環境・土壌農薬部会での資料のほうをおつけしてございますので、そちらを御覧いただけますでしょうか。今回、部会報告案を取りまとめるに当たりまして御参考となる部分を初めに説明をさせていただきます。

まず、こちらの資料の3ページ目の「はじめに」のところを御覧いただければと思います。こちらの一番最後のパラ、御覧いただければと思います。こちら読み上げますと、「中央環境審議会における審議に先立ち、環境省において令和4年度六価クロム化合物の排水基準等の見直しに係る検討会を設置して、内外の科学的知見の収集、公共用水域及び地下水における検出の状況や工場・事業場からの排水及び処理技術の実態の把握を行うとともに、関係省庁及び関係業界の取組等を踏まえ、慎重に審議を進めた結果、以下のとおり結論を得た。」という形で記載がございました。

そして次のページの「2. 公共用水域への排水規制及び地下浸透規制等のあり方について」の「(1) 水質汚濁防止法における排水基準の考え方」のところでは、有害物質については全国一律の排水基準を適用することとしており、その基準値については原則として環境基準値の10倍に設定されていることですか、その理由について記載されてごいません。また、「(2) 排水基準の設定について」のところでは、有害物質の規制に係る排水基準についての従来の考え方を踏襲し、既規制項目で環境基準が強化された六価クロム化合物についても新しい環境基準0.02ミリグラム/リットルの10倍値0.2ミリグラム/リットルを排水基準とすることが適当であるというふうにされてごいます。

また、1ページ飛ばしまして、下のページ番号4ページ目のところの真ん中の「暫定排水基準について」というところを御覧いただければと思います。こちらでは電気めっき業に対し暫定排水基準値0.5ミリグラム/リットルを3年間設定することが適当という形で記載がごいます。

そうしましたら、資料の2の部会報告案のほうに戻っていただけますでしょうか。こちらの、「はじめに」のところの、最後4パラと5パラのところでは、本年3月20日に大阪府から六価クロム化合物に係る排水基準の見直しについての諮問を受け、水質部会において審議を行ってきたと。本報告は水質部会において府域の公共用水域における六価クロム化合物の検出状況や事業場の排水の実態等を踏まえ、専門的な見地から慎重に審議した結果を取りまとめたものであるという形で記載をさせていただいております。

次の2ページ目には、「1 六価クロム化合物について」ということで、用途と人の健康への影響を記載してごいます。こちらは前回の水質部会での資料をそのまま記載してごいます。

3ページ目のほうへ参りまして、「2 六価クロム化合物に係る現行の排水基準」ということで、水質汚濁防止法と府条例について記載してごいます。こちらも基本は前回の部会資料から持ってきておりますけれども、中央環境審議会では排水基準について審議がなされたというところを踏まえまして、水質汚濁防止法のところの最後のパラのところ、一部見え消しで修正してごいます。黄色マーカー部分を削除しまして、水色マーカーに置き換えることとしてごいます。最後のパラ、読み上げますと、「六価クロムに係る環境基準については、令和4年4月に改正され、それまでの0.05ミリグラム/リットル以下から0.02ミリグラム/リットル以下に見直された。このことを受け、中央環境審議会において検討された結果、排水基準については改正後の環境基準値の10倍、0.2ミリグラム/リ

ットル以下とすることが適当とされた。併せて電気めっき業については暫定排水基準0.5ミリグラム／リットル以下を3年間設定することが適当とされた。」という形でおまとめしております。

続いて、4ページ目へ参りまして、こちら上水道水源地域の地図を載せてございます。こちら、今年の4月1日に条例が改正されまして、信太山浄水場が廃止されたことを受けまして、和泉市に位置する惣ヶ池及びこれに流入する公共用水域に係る地域が削除されておりますので、新しい地図のほうに差し替えをしております。

続いて、5ページ目、6ページ目には「3 府域の公共用水域等における六価クロム化合物測定結果」ということで、公共用水域における六価クロムの検出状況と水道原水における測定結果を載せてございます。こちらは前回の部会資料をそのままおつけしております。

「4 事業場の排出水の実態」のほうに参りまして、こちらも基本は前回の部会での資料をおつけしているところでございますが、一部中央環境審議会の審議を踏まえて断定的な表現に修正をさせていただいております。概要をかいつまんで説明させていただきますと、大阪府域には表の5に示しますように、六価クロムを排出する可能性のある事業場が70事業場ございます。こちら、地域別、法・条例対象別で見ていきますと、まず上水道水源地域の上乗せ条例対象事業場（A）の状況ですけれども、対象事業場が18事業場ございまして、窯業・土石製品製造業の1事業場を除いて、いずれも定量下限値未満という状況でございます。定量下限値を超えました窯業・土石製品製造業の1事業場につきましては、次のページの表の7に示しますように、8検体中5検体が改正後の環境基準値0.02ミリグラム／リットルを上回っております、最大値は0.11ミリグラム／リットルという状況でございます。こちらの事業場では、原料として破碎されたコンクリートを使用しております、洗浄排水に六価クロムが含有する場合がありますけれども、排水は基本的には循環利用をされているというところで、排出する際は還元処理を行った上で、放流槽で水質検査を行って排水基準値内であることを確認した上で放流しているというところで確認をしております。もし、基準値を超過した場合は、再度放流槽の水を排水処理システムの頭のほうに返送しまして、排水処理を行った上で基準値内であることを確認した後に排出しているというところでございます。

表の7で記載している排水の数値ですけれども、こちらは行政が放流槽にて採水した結果となっております。こちらが直接放流されているわけではないというところを確認

してございます。

また、表の7の下に上水道水源地域の生活環境保全条例対象事業場（B）の状況について記載しております。こちら、2事業場ございまして、いずれも定量下限値未満という状況でございました。

次のページへ参りまして、上水道水源地域以外の地域の法対象事業場（C）の状況でございます。こちらは47事業場ございまして、次のページの表の9のほうで検出状況をまとめてございますけれども、表で網かけをしております電気めっき業につきまして、排水基準の見直し案0.2ミリグラム／リットルを超過するデータがございましたが、それ以外の業種につきましては、排水基準の見直し案を全て下回っているというところでございます。

次のページの表の10に、電気めっき業17事業場のうち、排水基準の見直し案0.2ミリグラム／リットルを超過していた3事業場の状況のほうを整理してございます。電気めっき業は、先ほど申し上げましたように、3年間暫定排水基準0.5ミリグラム／リットルが適用されることとなりましたので、真ん中のB社につきましては0.5ミリグラム／リットルを超過した検体数がないというところで問題ないんですけれども、A社とC社につきましては0.5ミリグラム／リットルを超過しているというところでございます。

前回の部会でも御説明したんですけれども、A社につきましては調査日の数日前にめっき設備の清掃を行っておりまして、使用した清掃用具を流し台で洗浄した際に六価クロムを含む結晶が排水処理設備に混入したことが原因ということが分かっておりまして、流し台の排水経路を産廃委託用の貯留タンクに接続するという改善を行いましたところ、令和2年度以降は排水基準の見直し案0.2ミリグラム／リットルを下回っているということを確認してございます。

また、C社につきましては、平成30年、令和2年、令和3年にそれぞれ0.5ミリグラム／リットルを超過する結果が確認されてございます。こちらの原因を確認しましたところ、還元剤の添加不足ですとか、pHの管理不良が原因であることが分かっておりまして、改善指導を行ったところ、今年度内に改善を確認しているというところでございます。

11ページの表の10の下の方に参りまして、上水道水源地域以外の地域の条例対象事業場（D）の状況でございます。こちら3事業場ございまして、いずれも定量下限値未満でございました。

次のページには参考としまして、六価クロム化合物の排水処理方法を掲載してござい

す。

13 ページに参りまして、「5 六価クロム化合物に係る排水基準の見直しについて」で
ございます。

まず、(1)には、前回の部会資料より、排水基準見直しに当たっての基本的な考え方を
載せてございます。

「(2) 六価クロム化合物に係る排水基準」で、こちらも前回部会資料を持ってきており
ますけれども、表13の法の排水基準のところの表現を一部修正させていただいておりま
す。

また、14 ページに参りまして、「(3) 暫定排水基準」につきましても、2パラ目の表
現、中央環境審議会の審議を踏まえまして、暫定排水基準の設定対象は電気めっき業のみ
という断定的な表現に修正をさせていただいております。

「(4) 排水基準の適用開始日」につきまして、こちらは上水道水源地域の特定事業場と
届出事業場につきましては、水道水源保護の観点から、可能な限り早期に見直し後の排水
基準を適用することが適当とし、その他の地域につきましては法の排水基準の改正に合わ
せて適用することが適当という形でさせていただいております。

最後の(5)番、水色マーカーをつけさせていただいております。こちら、既設事業場
に対する周知期間の設定につきまして、前回の部会では記載してなかったんですけども、
今回新たに追記をさせていただいております。先ほど府内の既設事業所の実態のほうを御
説明しましたけれども、現状において見直し後の排水基準を概ね満足しているということ
と、対象となる事業場が限られておりまして、個別に周知を図ることが可能ということか
ら、周知期間を設けなくても支障がないとしてはどうかということで事務局としては考え
てございます。

最後の次の15 ページには、「おわりに」を記載しておりまして、「本部会においては計
2回の審議を行い、府域の公共用水域における六価クロム化合物の検出状況や事業場の排
出実態等を踏まえ、排水基準の見直しについて検討し、本報告としてとりまとめた。大阪
府においては、この検討結果を踏まえて、適切な措置を講じられたい。」という形で結ばせ
ていただいております。

次の16 ページ以降には参考資料としまして、水質部会の委員名簿と審議経過、あとは
諮問文のほうをおつけしてございます。

資料2の部会報告(案)についての説明は以上でございます。

【岸本部部长】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆様から御質問、御意見等、いかがでしょうか。問題ないでしょうか。

今回の部会報告案というのは、基本的には環境省のほうで今月の14日に中央環境審議会の審議がなされたということで、それに応じて一部の表現の修正というのが加わっているようなところがございます。前回の部会での議論の内容から大筋で変わっているようなところはないという理解でよろしいかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この資料2の部会報告案を、案を取って部会報告とさせていただきたいと思っております。御審議ありがとうございました。

その他として特にこちらのほうでは用意している議事はございませんけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この部会の運営要領において、部会報告がそのまま環境審議会の答申となるという形になっておりますので、この部会での議決をもって資料2の部会報告の案を取って、これを答申とさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（田淵補佐）】 どうもありがとうございました。今後につきまして、本日とりまとめいただきました答申を基に条例改正、また条例の規則改正の手続きを進めてまいります。よろしく願いいたします。

【岸本部部长】 ありがとうございます。

ということでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、全ての予定した議事は終了しましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【事務局（田淵補佐）】 ありがとうございました。

今年度、次回の部会につきましては、今のところ、1月中旬頃、水質測定計画について御審議を賜りたいと考えております。また、日程調整のほうを改めてさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、御審議どうもありがとうございました。

閉会に当たりまして、環境管理室長の小林より御挨拶申し上げます。

【事務局（小林室長）】 環境管理室長の小林でございます。部会の閉会に当たりまして、

一言御挨拶を申し上げます。

本日は六価クロム化合物に係る排水基準の見直しについて答申をおまとめいただきました。委員の皆様におかれましては、諮問以来、専門的な見地から精力的に御審議をいただきまして、ありがとうございました。御答申を踏まえまして、上乘せ条例の改正などの措置を講じますとともに、引き続き事業場における排水実態や排水処理技術の開発動向等の把握に努めてまいります。水質部会にはこれまでも多岐にわたり御審議をいただいております。委員の皆様には、引き続き専門的な見地から幅広い検討を賜りたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

本日は誠にありがとうございました。

【岸本部長】 ありがとうございました。

【事務局（田淵補佐）】 それでは、これをもちまして、令和5年度第1回水質部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午後3時25分 閉会）